

令和8年度第1回知多市国民健康保険運営協議会議事録

1 招集年月日 令和8年7月1日

2 招集の場所 知多市役所3階 協議会室

3 開会日時 令和8年8月6日 午後1時30分

4 出席委員 (13名)

谷 口 静 子	大 澤 九 子
伊 藤 富 康	新 海 隆
久 世 達 朗	石 井 信 男
松 下 清 子	小 宮 克 裕
平 松 敬 人	松 山 誠
竹 内 和 美	松 岡 祐 治
小 森 真 吾	

5 欠席委員 寺 田 桂 子

6 会議事件の説明のため出席した者の職氏名

健康文化部長	加 藤 由 裕
保険医療課長	小 島 朋 尚
保険医療課統括主任	加 藤 俊
健康推進課統括主任	佐 藤 めぐみ
税務課統括主任	伊与田 健 司
収納課統括主任	松 浦 宏 治
保険医療課統括主任	竹 内 芳 美

7 会議に付した事件

(1) 報告事項

ア 令和8年度国民健康保険事業概要について

イ 保健事業について

(2) その他

(8月6日 午後1時30分 開議)

進行者

本日はご多忙の中ご出席いただき、誠にありがとうございます。

私は議事に入りますまでの進行役を務めさせていただきます、保険医療課長の小島です。よろしくお願いいたします。

開会に先立ちまして、資料の確認をさせていただきます。

(配布資料の確認)

本日は議事録作成ツールを使用するため、皆さんの机の上にマイクを設置しております。議事録作成の負担軽減のため、ご了承ください。

なお、公益代表の寺田委員は本日は欠席です。

それでは、定刻になりましたので、ただ今から令和8年度第1回知多市国民健康保険運営協議会を開会いたします。

始めに、副市長よりご挨拶を申し上げます。

副市長 －あいさつ－

進行者

ありがとうございました。ここで、副市長は他の公務のため退席させていただきますのでよろしくお願いいたします。

(副市長 退席)

進行者

続きまして、会長よりごあいさつをお願いします。

会長 －あいさつ－

進行者

続きまして、本日は今年度最初の会議でございます。新たに委員になられた方もお見えですので、恐れ入りますが、委員の皆様全員に簡単に自己紹介をお願いいたします。お手元の資料、令和8年度国民健康保険運営協議会委員名簿の順に、谷口委員からお願いいたします。

各委員 －自己紹介－

進行者

ありがとうございました。次に、事務局職員の自己紹介をさせていただきます。

事務局 －自己紹介－

進行者

それでは、これからの議事の進行につきましては、運営協議会規則の規定によりまして、会長にお願いしたいと存じます。よろしくお願いします。

議長

それでは、知多市国民健康保険運営協議会規則第6条の規定によりまして、私が議長を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

現在の出席者は13名です。定足数に達しており、会議は成立いたします。議事につきましては、お手元の会議次第により進めてまいります。

会議次第の3 「副会長の選出について」であります。

始めに、お手元の「委員選任要綱」をご覧ください。選任方法 第2条の3（2）農業委員会についてです。合わせて、別紙の新旧対照表をご覧ください。

あいち知多農業協同組合様から、諸事情により令和8年6月30日付けをもって当運営協議会委員の辞退がありました。本市の国民健康保険条例 第2条第2項において、公益を代表する委員は4人と定めておりますので、令和8年7月1日以降に欠員とならないよう、あいち知多農業協同組合様に替わり、農業委員会様から当運営協議会の委員を推薦していただくこととなり、選任要綱を改定しております。

これに伴い、これまで公益代表でありました、あいち知多農業協同組合の平裕重信委員が退任され、副会長が空席となっております。

会長、副会長につきましては知多市国民健康保険運営協議会規則第4条第1項で、公益を代表する委員のうちから、全委員がこれを選挙すると規定されております。

選挙の方法につきましては、いろいろな方法があろうかと存じますが、事務局から何かありますか。

事務局

お手元の資料の委員名簿をご覧ください。

3の公益代表は、会長を除き3名の方がいらっしゃいます。立候補していただくこと

や、他の委員さんから推薦していただくことなど、いくつかの方法が考えられますが、事務局から候補者を提案して、ご承認をいただきたいと思います。これまで、副会長は商工会の委員さんか、あいち知多農業協同組合の委員さんのいずれかの方が就任しておりましたので、昨年度から委員を務めていただいている、新海隆委員が副会長に適任と考えております。

議長

ただ今、事務局から、副会長には、新海隆委員が適任であると提案がありましたが、委員の皆さま、いかがでしょうか。

(異議なしの声あり)

議長

異議なしの声をいただきましたので、新海隆委員に、副会長をお願いしたいと思います。

副会長さんは、こちらへ席の移動をお願いいたします。

(副会長席へ移動)

議長

ここで、新副会長よりごあいさつをお願いします。

副会長 －あいさつ－

議長

ありがとうございました。

次に、会議次第の4「議事録署名委員の指名」でございしますが、私から指名させていただきますのでよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

議長

異議なしの声がありましたので、指名させていただきます。

伊藤富康委員、竹内和美委員の2名を指名します。よろしくお願いします。

続きまして、本日の議題の進め方について皆様をお願いいたします。始めに、議題につきまして事務局から説明をします。説明が終わりましたら、説明に対するご質問、ご意見をお伺いします。なお、発言される場合は、お名前を述べてからお願いいたします。

それでは、会議次第の5「議題」に移ります。

(1) 報告事項 ア令和8年度国民健康保険事業概要についてを議題とします。事務局から説明してください。

事務局（保険医療課統括主任）

資料 令和8年度知多市国民健康保険事業概要の説明をさせていただきます。

1 ページをお願いします。

1 加入状況です。(1) 世帯数、被保険者数の推移の表をご覧ください。

令和7年度の世帯数は、前年度より4.8%減の8,815世帯、被保険者数は、6.6%減の12,870人でした。

(2) 介護第2号被保険者の推移です。令和7年度の世帯数は、前年度より2.1%減の3,528世帯、被保険者数は、2.7%減の4,040人でした。

被保険者数は、後期高齢者医療制度への移行や、被用者保険の適用拡大により、今後も減少が見込まれ、令和8年度においても減少を見込んでいます。

その下のグラフは、年齢別被保険者数を表したものです。

各年度の3月末日の人数で比較したもので、年齢ごとの3本の棒グラフは、それぞれ上から順に、令和7年度、6年度、5年度となります。

令和7年度の構成割合は、70歳から74歳の方が29.7%、60歳から69歳の方が27.3%となり、60歳以上の方が全体の57.0%を占めています。

2 ページをお願いします。

2 保険給付の推移です。

(1) 療養給付費をご覧ください。件数は、医療機関等で診療等を行った際に、患者ごと、月ごとに作成される診療報酬明細書の件数で、費用額は、診療等にかかった10割分の金額です。

令和7年度（決算見込）は、件数が244,265件、費用額は54億1,322万円、1人当たり費用額は418,235円となり、全体としては減少しているものの、1人当たりの費用額は前年度に比べ増加しています。令和8年度予算においても増加を見込んでいます。

(2) 療養費をご覧ください。コルセットなどの治療用装具や柔道整復師の施術などの費用に対する給付です。令和7年度（決算見込）は、件数が5,173件、費用額は4,730

万 9,000 円、1 人当たり費用額は 3,655 円となっています。令和 8 年度予算においては、被保険者数の減少により減額を見込んでいます。

(3) 高額療養費をご覧ください。ひと月の自己負担額が限度額を超えた場合にその超過額を支給するものです。令和 7 年度(決算見込)の支給額は 5 億 7,502 万 6,000 円、1 人当たり支給額は 44,428 円となっています。令和 8 年度予算においては 1 人当たりの支給額の増加に伴う増加を見込んでいます。

(4) 出産育児一時金は、令和 7 年度の件数が 26 件、支給額は 1,306 万円となっています。令和 8 年度予算においては過去 5 年平均件数を加味し、増加を見込んでいます。

(5) 葬祭費は、令和 7 年度の件数が 108 件、支給額は 540 万円となっています。令和 8 年度予算においては増加を見込んでいます。

3 ページをお願いします。

3 国民健康保険税の状況 その 1 です。

(1) は、国民健康保険税率等です。一番左の列の、上から、医療給付費分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分の 3 区分について課税しており、それぞれ課税限度額が設けてあります。

令和 7 年度は税率改定を行い、課税限度額は医療給付費分を 66 万円、後期高齢者支援金等分を 26 万円にそれぞれ引き上げています。

(2) は、現年度分の収納状況です。令和 7 年度の下から 3 行目、収納率は、前年度比 0.37 ポイント増の 95.72%となりました。1 人当たり調定額は税率改定をおこなったことにより平均で 1 万 7,000 円ほど増加しました。

(3) の滞納繰越分をご覧ください。1 番下の収納率は 30.43%で、前年度比 0.31 ポイント増となりました。

(4) として、現年度分と滞納繰越分の合計の収納率は、前年度比 1.88 ポイント増の 87.95%です。

4 ページをお願いします。

4 国民健康保険税の状況 その 2 です。

令和 8 年度国民健康保険税率等についてご説明いたします。

本年 2 月に本会において諮問をさせていただいた内容のとおり税率及び課税限度額を改正しています。

新たに創設された「子ども・子育て支援納付金分」については均等割額とは別に 18 歳以上均等割額が賦課されます。これは高校生年代までの子どもに賦課される均等割額が全額軽減され、この分を 18 歳以上の被保険者で割ったものを 18 歳以上の被保険者に賦

課するものです。

この子ども・子育て支援納付金分を含み、一人当たり 7,000 円程度の増となるよう引き上げをさせていただいております。

なお、資料には記載してございませんが、当初課税データによる令和 8 年度の 1 人当たり調定額は 132,087 円となりました。

5 ページをお願いします。

5 予算・決算です。

令和 7 年度につきましては、まだ決算の認定を受けておりませんので、(見込み)となっています。

まず令和 7 年度の決算についてご説明します。

(1) 歳入です。

国民健康保険税は、税率改定を行ったことにより、前年度決算額から 7.3%の増です。

国庫支出金は、前年度のシステム改修等経費の財政支援が終了したため、前年度から 100%の減です。

県支出金は、医療費の保険者負担分の支払いに必要な費用を全額県が交付してくれるもの、及び事業運営に対する補助金で、全額交付を受ける普通交付金が、医療給付費の減少に伴う減等により、前年度に比べ 1.3%の減となりました。

繰入金は、市の一般会計から繰り入れるもので、26.5%の減です。

繰入金の内容は、保険基盤安定繰入金が、国民健康保険税の軽減措置に係るもの、未就学児均等割保険税繰入金は未就学児に係る均等割保険税を、5割減額するもの、職員給与費等繰入金は、職員給与費や国民健康保険事務費に対するもの、産前産後保険税繰入金は、出産被保険者に係る所得割額及び被保険者均等割額を減額することに伴うもの、出産育児一時金分は、出産育児一時金の支出額の 3 分の 2 を繰り入れるもの、財政安定化支援事業分は、国保財政の健全化及び保険税負担の平準化に資するため、保険者の責めに帰すことのできない特別の事情に着目して限定的に繰入が認められているもので、本市においては、高齢者が多いことにより医療費が増える分の一定割合を、県が試算した額を基に繰り入れています。

ここまでが法定繰入です。

その下の、その他一般会計繰入金は令和 6 年度から 7 年度への繰越金の確定により、予算額を上回った繰越金の増額補正に伴って、その他一般会計繰入金を減額補正したため、前年度比 76.1%の減です。そのうち、赤字に該当する決算補填等目的の繰入金は、令和 7 年度は 0 円となり、赤字が解消されました。

繰越金は、令和 6 年度の収支差引額を繰り越したもので、49.9%の増です。

その他の収入は、国民健康保険税延滞金、被保険者不当利得返納金等で、13.9%の減です。

以上、歳入合計は、70 億 8,646 万 1,000 円で、前年度決算額に比べ 2.1%の減となりました。

6 ページをお願いします。

続きまして（2）歳出です。

令和7年度をご覧ください。

総務費は、国保事業運営に要する事務費で、前年度決算額に比べ 1.6%の減です。

保険給付費は、医療費に係る本人負担を除く保険者の支払額で、前年度に比べ 0.9%の減です。

国保事業費納付金は、国保の財政運営の責任主体である県への納付金で、前年度に比べ 3.7%の減です。

保健事業費は、特定健診等に関する事業費で、被保険者数の減少及び検診受診率が見込みよりも伸びなかったことにより執行率が抑えられたため前年度に比べ 3.8%の減です。

その他の支出は、国・県支出金の精算による返還金や、税の還付加算金等です。前年度に比べ 22.0%の増です。

以上、歳出合計は、69 億 8,190 万 1,000 円で、前年度決算額に比べ 1.8%の減となりました。

収支差引額は、1 億 456 万円となる見込みです。

続いて、予算についてご説明します。

再度5 ページをお願いします。

（1）歳入のうち令和8年度予算の主な内容をご説明します。なお、前年度比は決算見込み額との比較としています。

国民健康保険税は税率改定等により、1 人当たり平均の税額は増加しましたが、被保険者数の減少に伴い、前年度と比べ 4.1%減の、15 億 4,418 万 9,000 円です。

国庫支出金は、令和8年度から施行された子ども・子育て支援金制度に伴うシステム改修委託に伴う国庫補助金の計上による増です。

その下、県支出金は、前年度比 2.2%減の 46 億 1,504 万 9,000 円です。このうち、県補助金は、保険給付費の支払いに必要な費用が交付される普通交付金が、被保険者数の減に伴い減少すること、また、市町村の事業の状況に応じて交付される特別交付金が、努力支援取組評価分の交付額減等により、前年度と比べ減少するためです。

財政安定化基金交付金は、災害等のやむを得ない事情により国民健康保険税の収納不足が生じて、県から指定された国保事業費納付金が納付できない場合に、申請により県の財政安定化基金から不足額の2分の1以内の額が交付されるもので、令和8年度予算は、頭出しで1,000円としています。

繰入金は前年度比7.1%増の6億4,931万5,000円です。

内訳ですが、保険基盤安定繰入金は、被保険者の減少により0.1%の減です。

未就学児均等割保険税繰入金は0.2%の増です。

職員給与費等繰入金は、歳出総務費のうち、標準システム等使用料及びシステム改修費の増に伴い17.1%の増です。

産前産後保険税繰入金は、16.9%の増です。

出産育児一時金繰入金は、後期高齢者医療制度が出産育児一時金に係る費用の一部を支援する仕組みが令和8年度から導入されたため、一般会計からの繰入れが廃止となりました。

財政安定化支援事業分は、0.2%の増です。

その他繰入金は、37.7%の増です。なお、決算補填等目的の赤字に該当するものではありません。

その下、繰越金は、令和7年度からの繰越として例年並みの7,000万円を計上しております。

その他の支出は、国民健康保険税延滞金、被保険者不当利得返納金等で、5.5%減の2,784万3,000円です。

以上、歳入合計は、前年度比2.4%減の69億1,780万円となります。

6ページをお願いします。

(2) 歳出のうち令和8年度予算の主な内容をご説明します。

一番上の総務費は、1億7,082万6,000円で、前年度比25.7%の増となっています。増額の理由としては、子ども・子育て支援金制度に伴うシステム改修委託によるものです。

次に、保険給付費は、被保険者数の減により、1.8%減の45億3,803万6,000円です。

国保事業費納付金は、前年度比1.2%減の21億38万9,000円です。1人当たりの納付金は増加しましたが、被保険者数の減少により納付金総額は減少しました。納付金のうち医療給付費分は、被保険者数の減少により、3.4%の減です。後期高齢者支援金等分は、県全体の納付金算定基礎額の減により、5.4%の減です。介護納付金分は県全体の納付金算定基礎額の増により、3.1%の増です。子ども・子育て支援金分は新設となります。

財政安定化基金拠出金は、県の財政安定化基金から交付金の交付を受けた場合に、交

付を受けた年度の翌々年度に、交付金の3分の1を拠出するものです。頭出しで1,000円を計上しています。

次に、保健事業費は前年度比4.5%増の9,995万1,000円です。

その他の支出は保険税還付金、国・県への返還金等で、559万7,000円です。

予備費については、国からの予算編成に当たっての留意事項として、必要最小限の額を計上とされています。

以上、歳出合計は、前年度比0.9%減の69億1,780万円となります。

7ページをお願いします。

令和6年度実績 国民健康保険主要データ比較です。令和7年度実績がまだ公表されていないため、令和6年度実績としています。

左から3列目、太枠で囲ってあります本市データをご覧ください。上から4段目 総世帯に占める国保世帯数の割合が24.1%、その2段下 総人口に占める国保被保険者数の割合が16.0%で、ともに県全体や近隣市町と比較して高い傾向にあります。

その下、一人当たり療養諸費費用額から保険税収納率までは、下段に県内54市町村内の順位を掲載しています。これは金額、収納率が高い市町村が上位となるよう順位がついています。この順位をみますと、下から6段目の一人当たり療養諸費費用額は34位、一人当たり保険税調定額は45位、現年度分保険税収納率は28位でした。

知多市は県内で比較すると、歳入である保険税の調定額がかなり低い状況にあります。

一番下の令和7年度現年度分収納率速報は95.72%となっており、愛知県の運営方針で定める目標である95.20%と知多市が設定する令和7年度目標収納率の95.40%のいずれも上回ることができております。

ここで収納率向上の取組みについて、収納課から説明をさせていただきます。

事務局（収納課統括主任）

説明替わりまして、収納課松浦から国民健康保険税の収納率向上への取組について、説明させていただきます。

収納課では、国民健康保険税を始め、市税等の滞納解消に向けて日々努力しております。従来より、各種財産調査を行い、納税交渉による納付が進まない方に対しては、延滞金を含め、差押等の処分を実施してまいりました。

平成23年度からは、県主導で知多半島の4市5町と滞納整理機構を組織し、差押を前提とした厳しい滞納処分を進めてまいりました。この機構発足当時に比べると収納率は大きく改善しておりますが、周辺自治体も同様に滞納解消への努力をしており、県内順位としてはふるわない結果となっていました。

そこで、滞納解消に向けて新たに取組を始めております。

まずは、滞納処分の早期着手です。令和5年度から、新たに滞納した納税者に向けた催告を年2回から年5回に増やし、滞納発生から催告するまでの期間を短くするようにしております。さらに、催告に反応しない滞納者に対して早期に滞納処分をするようにしたほか、滞納を繰り返す悪質滞納者には、法令で定められた督促状の発送後、間を置かずに滞納処分をする等の対策を取っております。

また、令和7年度から預貯金等照会システムを導入し、オンラインによる預貯金照会を迅速かつ広範囲の金融機関に対して行いました。その結果、書面による調査に比べ、正確かつ効率的に滞納者の財産を発見できるようになり、滞納者の状況把握が素早くできるようになりました。

さらに、7年度から、特別療養費の制度の適用を始め、特別な事情もなく長期にわたり滞納している滞納者に対して、このままだと医療費が一旦本人の全額支払いとなってしまうことを通知して、納付を促しています。

他にも、保険医療課での手続きに来庁された方に滞納があった場合は、収納課に案内してもらい、折衝する機会を増やすようにしており、保険医療課・税務課・収納課で連携して滞納解消に努めております。

このような取組の結果、7年度の収納率は6年度に比べ改善がみられ、滞納繰越額の削減につながりました。

ただし、改善されたとはいえ、まだ滞納金額は多く残っています。そのため、徴収率がすぐに県内上位に位置するほどに改善されるものではありませんが、現在の取組を続け、日々粘り強く努力を積み重ねることで、さらなる徴収率向上につなげていきたいと考えています。

収納課からの説明は以上です。

事務局（保険医療課統括主任）

それでは、引き続き保険医療課から説明をさせていただきます。

資料の冊子に戻っていただき、8ページをお願いします。

ジェネリック医薬品の利用促進の状況です。ジェネリック医薬品の利用は、医療費抑制に効果的であるため、国保加入者に対して、ジェネリック医薬品希望カードを配布するとともに、8月と2月頃の年2回、ジェネリック医薬品利用差額通知を送付し、ジェネリック医薬品に変更した場合に自己負担額がどのくらい削減できるかをお知らせしています。

（1）差額通知送付対象は、対象月に処方された先発薬で、通知対象医薬品に該当するものがある場合に、ジェネリック医薬品に変更した場合の差額が200円以上あり、年齢

30歳以上の方に処方された全ての医薬品を対象としています。福祉医療等を受けており、窓口での自己負担がない方についても、保険者負担分を削減するために通知しています。

(2) 差額通知送付実績です。令和7年9月送付分(6月調剤分)は通知件数95件、ジェネリック医薬品利用率は94.0%、保険者負担軽減額の累計は286,735円でした。令和8年3月送付分(12月調剤分)は通知件数214件、利用率は94.2%、軽減額は385,918円でした。なお、ジェネリック医薬品利用率(数量)は、対象月の知多市国保全体の数量ベースでの利用率です。

(3) ジェネリック医薬品利用率(数量)の推移にありますとおり、令和7年度の平均利用率は94.4%となり、国が定める目標値80%以上を大きく上回って推移しております。

次のページ以降には「用語解説」を載せておりますのでよろしければ参考にしてください。

以上で、資料 令和8年度知多市国民健康保険事業概要の説明を終わります。

議長

説明が終わりました。質疑に入ります。

この議題につきまして、事前に1件の質問をいただいております。

委員、質問の要旨を説明してください。

委員

5ページ「予算・決算」における令和7年度決算見込み額において、繰入金の産前産後保険税繰入金が6年度と比べて倍額くらいになっています。

ところが、2ページの保険給付の推移(4)の出産育児一時金の表を見ると7年度は件数が減少しています。出産件数が少し減っているにもかかわらず繰入金が増加している理由は何でしょうか。

事務局(保険医療課統括主任)

産前産後保険税繰入金は、被保険者が出産した場合、出産の前後一定期間の所得割額及び均等割額について保険税の減額を行い、その額を一般会計から繰入れるものです。

4月1日から10月末日までの現に減額した額を対象とするため、その期間内に減額をする対象者が前年と比べて増えた場合や、対象者のうち減免した額が多い対象者がいた場合は、年間の出産件数と関係なく、繰入額が増加することとなるためです。

議長

説明が終わりました。委員、よろしいでしょうか。

委員

はい

議長

他にご意見ご質問はございませんか。

委員

7 ページで、収納課から収納状況、取組等について説明がありました。取組について非常に頑張っているなと思いました。その中で、預貯金等もシステムを使って財産調査をしているとのことですが、実際の滞納処分にあたって、差押え等まで至った件数及び金額がわかれば教えていただきたいと思います。

事務局（収納課統括主任）

令和6年度と7年度についてお答えします。

6年度の差押えにより収納できた件数は249件、金額は2,076万7,239円です。預貯金調査を導入した7年度の件数は536件で、前年度と比べて約2.1倍になりました。金額は3,669万9,929円で約1.7倍になっております。

議長

委員、よろしいでしょうか。

委員

はい。

議長

他にご意見ご質問はございませんか。

（質問等なし）

議長

ないようですので、（1）報告事項 ア「令和8年度国民健康保険事業概要について」を終わります。

次に、イ「保健事業について」を議題とします。事務局から説明してください。

事務局（健康推進課統括主任）

令和7年度保健事業の実績についてご説明いたします。

1（1）特定健康診査受診率の推移ですが、令和7年度の健診受診率は49.6%でした。令和5年度よりナッジ理論を活用した受診勧奨を実施したことにより、受診率は上昇し、その後も3年連続で増加しています。

（2）特定保健指導対象者数と利用率・終了率の推移についてです。特定保健指導は、健診診断を受けた結果から生活習慣病のリスクが高いと判定された方を対象に実施します。リスクが比較的低い方には動機付け支援、より高い方には積極的支援を実施し、生活習慣改善に向けた継続的な支援を行います。令和7年度の利用率は、動機付け支援で67.9%、積極的支援で58.7%でした。令和6年度より集団健診当日に初回面接の一部を行う分割実施を導入したことや保健指導を利用しない方への対策に力を入れたことにより、利用率が上昇しています。

また、令和7年度には公立西知多総合病院で受診した方への健診当日の保健指導を実施し、利用率はさらに上昇しました。令和7年度の終了率については、年度をまたぐ事業であるため数値が確定していません。

次に、2保健事業（1）特定保健指導未利用者対策についてです。この事業は、特定保健指導対象者のうち保健指導の未利用者に対して、保健指導への参加勧奨を行うものです。

2ページをお願いします。訪問や電話で利用勧奨した結果、20名の方が保健指導につながりました。

（2）糖尿病性腎症重症化予防プログラムについてです。保健師・管理栄養士による面談や電話支援を実施して、生活の振り返りや栄養、運動の指導を18名の方に実施しました。成果については資料の通りです。

（3）の知多市糖尿病セミナーでは、医師、管理栄養士により、糖尿病の発症予防のための講演を行いました。135名の方にご参加いただきました。

3ページの3若年健康診査受診勧奨についてです。令和7年度に38、39歳を迎える方に若年健康診査を個別通知にて勧奨し、令和8年度、9年度から対象となる特定健康診査を継続して受診していただくきっかけづくりをしました。188名にハガキを送付し、30名の方が受診されました。

令和7年度の保健事業実績については以上です。

続きまして令和8年度の保健事業予定についてご説明いたします。

1 特定健康診査については、個別健診を6月1日から、集団健診を7月22日から実

施しています。

2 ページをお願いします。

2 特定保健指導については、別紙を用いてご説明させていただきます。一番後ろにありますA3の令和8年度知多市特定保健指導をご覧ください。こちらは、特定保健指導全体の流れを示しています。実施方法については、令和7年度から大きな変更点はありません。公立西知多総合病院で受診された方と保健センターで健診を受けていただいた方は、健診当日に初回面接をご案内します。当日初回面接を拒否された方や個別医療機関で健診を受診された方は、後日保健センターでの健診結果説明会にお呼びして、保健指導を行います。

先ほどのページにお戻りください。

3 保健事業についてですが、昨年度と同様に（1）糖尿病重症化予防プログラムと（2）知多市糖尿病セミナーを実施します。糖尿病重症化予防プログラムについては、これまで面接を主とした保健指導を実施してきましたが、若い世代の参加を促すためにICTを活用した保健指導へと内容を変更しています。具体的には、スマートウォッチなどのウェアラブル端末で記録した歩数や心拍数などの健康情報をアプリで管理し、専門職との面談はオンライン形式を活用することで、より効果的で参加しやすい仕組みで実施していきます。

3 ページをお願いします。

4 若年健康診査受診勧奨については、対象の方へ受診勧奨はがきを5月末に送付いたしました。保健事業についての説明は以上です。

議長

説明が終わりました。質疑に入ります。この議題につきまして、事前に1件の質問をいただいております。

委員、質問の要旨を説明してください。

委員

令和7年度保険事業実績における特定保健指導未利用者対策についてお伺いしたいと思います。訪問や電話による利用勧奨を行われていますが、訪問と電話の件数が違うのは、何か基準があるのでしょうか。

また、訪問によって保健指導につながった人は、電話よりも多くおられ効果があったと感じますが、訪問勧奨には何か特徴があるのでしょうか。

事務局（健康推進課統括主任）

訪問か電話かという点についてですが、訪問の対象者としては、健診の結果、医療機関での精密検査や治療が必要と判定された方を対象としています。正常値を超えていてもすぐに受診までは必要ない方は電話による勧奨としています。

訪問勧奨の特徴があるのかということについてですが、電話よりも訪問による勧奨の方が効果が高いのは、対象者の家に伺って生活状況等が見える中で、対面で直接話ができることにより一人一人に合わせた勧奨が行いやすいという点があると考えています。

議長

委員、よろしいでしょうか。

委員

訪問して直接対応することで、意識を高く持っていただけるということですね。

事務局（健康推進課統括主任）

はい、そうです。

議長

他にご意見ご質問はございませんか。

（質問等なし）

議長

無いようですので、イ「保健事業について」を終わります。

次に、（２）その他でございます。事務局、何かありますか。

事務局（保険医療課統括主任）

（今年度の今後の予定について説明）

議長

全体を通してでも結構です、ご意見、ご質問はございませんか。

（質問等なし）

議長

無いようですので、(2) その他を終了します。

以上で、議題をすべて終了いたしました。ご協力、ありがとうございました。

それでは事務局、お願いします。

進行者

これをもちまして、令和8年度第1回知多市国民健康保険運営協議会は、閉会といたします。本日は誠にありがとうございました。お気をつけてお帰りください。

(午後2時26分 閉会)